

入札契約の適正化に関する検討委員会の設置趣旨等について

1. 設置趣旨

我が国の公共工事に係る入札契約については、平成5年12月の建議に基づく大規模工事での一般競争入札の導入、平成10年2月の建議に基づく技術提案を受け付ける多様な入札方式の導入等をはじめとする改革が、順次進められてきたところである。

特に、平成13年度に施行された「入札契約適正化法」により、入札契約の適正化に関する基本原則が明らかにされるとともに、全ての公共工事の発注者が共通して遵守すべき事項が定められ、その着実な実施が推進されてきたところである。

同法に定められた義務づけ事項については概ね遵守されつつあるが、一部の体制が整わない発注者を中心に未だ対応が十分でなく、適正化指針によって求められている事項も含め、昨今の入札契約適正化に関する国民の関心の高まりの中で、早急にその推進を図っていく必要がある。

また、法律の施行後3年が経過しているが、この間、違約金特約条項の導入や官製談合防止法の制定等、適正化指針の制定時には想定していなかった状況の変化が生じており、入札契約の現状の検証を行う必要がある。

加えて、総合規制改革会議答申等においても見直しの一定の方向性が示されているところであり、これらを踏まえて、入札契約制度のあり方について基本的視点から幅広く検討を行い、今後取り組むべき内容を明らかにするため、中央建設業審議会に専門委員会を設置する。

2. 委員会の位置づけ

入札契約の適正化に関する検討委員会は、中央建設業審議会総会の決定を受けて、その下に専門委員会として設置し、その検討結果は中央建設業審議会総会に報告する。

なお、必要に応じて検討経緯についても総会に報告するものとする。